平成２５年（再ロ）第１００７６号

千葉県館山市上野原120―７

再生債務者　涼　　正樹

1　意見聴取に付する再生計画案　平成25年11月21日付け再生計画案

2　書面で意見を述べることができる事項　民事再生法241条２項各号に定める事由

3　２の書面の提出期間　平成25年12月26日まで

平成25年12月12日

東京地方裁判所民事第20部

平成２５年（再ロ）第９号

福岡市博多区比恵町19番11―803号

再生債務者　谷口　祥昭

1　意見聴取に付する再生計画案　平成25年12月５日付け再生計画案

2　書面で意見を述べることができる事項　民事再生法241条２項各号に定める事由

3　２の書面の提出期間　平成26年１月６日まで

平成25年12月11日

福岡地方裁判所第４民事部

平成２５年（再ロ）第１号

奈良県桜井市大字大福285番地の10

再生債務者　川崎　直樹

1　意見聴取に付する再生計画案　平成25年11月19日付け再生計画案

2　書面で意見を述べることができる事項　民事再生法241条２項各号に定める事由

3　２の書面の提出期間　平成26年１月９日まで

平成25年12月12日　　奈良地方裁判所

平成２５年（再ロ）第１０号

札幌市中央区南26条西７丁目２番10―703号

再生債務者　青山　大輔

1　意見聴取に付する再生計画案　平成25年12月９日付け再生計画案

2　書面で意見を述べることができる事項　民事再生法241条２項各号に定める事由

3　２の書面の提出期間　平成26年１月10日まで

平成25年12月13日

札幌地方裁判所民事第４部

平成２５年（再ロ）第６号

大阪府泉佐野市羽倉崎２丁目１番62号

再生債務者　澤田　伸也

1　意見聴取に付する再生計画案　平成25年12月11日付け再生計画案

2　書面で意見を述べることができる事項　民事再生法241条２項各号に定める事由

3　２の書面の提出期間　平成26年１月10日まで

平成25年12月13日

大阪地方裁判所岸和田支部個人再生係

平成２５年（再ロ）第２号

香川県坂出市府中町5296番地６

再生債務者　高橋　啓司

1　意見聴取に付する再生計画案　平成25年11月28日付け再生計画案

2　書面で意見を述べることができる事項　民事再生法241条２項各号に定める事由

3　２の書面の提出期間　平成26年１月10日まで

平成25年12月13日　高松地方裁判所丸亀支部

平成２５年（再ロ）第２号

京都府福知山市和久市町239番地　ＳＥＩＷＡマンション321号

再生債務者　前川　康晴

1　意見聴取に付する再生計画案　平成25年11月29日付け再生計画案

2　書面で意見を述べることができる事項　民事再生法241条２項各号に定める事由

3　２の書面の提出期間　平成26年１月14日まで

平成25年12月12日

京都地方裁判所福知山支部個人再生係

平成２５年（再ロ）第６号

神戸市西区王塚台４丁目57番地　５―405号

再生債務者　北田　佳広

1　意見聴取に付する再生計画案　平成25年11月20日付け再生計画案

2　書面で意見を述べることができる事項　民事再生法241条２項各号に定める事由

3　２の書面の提出期間　平成26年１月14日まで

平成25年12月12日

神戸地方裁判所明石支部再生係

給与所得者等再生による再生計画認可

平成２５年（再ロ）第９号

埼玉県上尾市原市北１丁目25番地23

再生債務者　田村　和安

1　主文　本件再生計画を認可する。

2　理由の要旨　平成25年12月９日までの意見聴取期間が経過した再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。

平成25年12月11日

さいたま地方裁判所第３民事部

平成２５年（再ロ）第５号

北海道千歳市豊里１丁目４番10―304号　セリーヌⅢ

再生債務者　橋野　　洋

1　主文　本件再生計画を認可する。

2　理由の要旨　平成25年12月12日までの意見聴取期間が経過した再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。

平成25年12月13日

札幌地方裁判所民事第４部

給与所得者等再生による再生手続廃止

平成２５年（再ロ）第８号

埼玉県川口市大字安行領家700番地の15

再生債務者　加藤美奈子

1　主文　本件再生手続を廃止する。

2　理由の要旨　本件再生手続には、民事再生法243条２号に定める事由がある。

平成25年12月12日

さいたま地方裁判所第３民事部

平成２５年（再ロ）第１０号

福岡市東区美和台新町９番11号

再生債務者　河野　　展

1　主文　本件再生手続を廃止する。

2　理由の要旨　本件再生手続には、民事再生法に定める事由がある。

平成25年12月12日

福岡地方裁判所第４民事部

会社公告

合併公告

左記会社は合併して甲は乙の権利義務全部を承継して存続し乙は解散することにいたしました。

効力発生日は平成二十六年二月一日であり、甲は会社法第七九六条第三項、乙は同第七八四条第一項に基づき株主総会の承認決議を経ずに合併を決定しております。また、甲は乙の全株式を所有していますので、この合併による甲の新株式の発行及び資本金の額の増加はいたしません。

この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

（甲）金融商品取引法による有価証券報告書提出済。

（乙）掲載紙　官報

掲載の日付　平成二十五年八月八日

掲載頁　四十四頁（号外第一七三号）

平成二十五年十二月二十四日

東京都中央区日本橋馬喰町一丁目七番六号

（甲）大日精化工業株式会社

代表取締役　高橋　弘二

北海道札幌市手稲区前田一条十丁目三番一七号　（乙）北海大日精化工業株式会社

代表取締役　奥山　良平

合併公告

左記会社は合併して甲は乙の権利義務全部を承継して存続し乙は解散することにいたしました。

この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

（甲）掲載紙　官報

掲載の日付　平成二十五年八月二十六日

掲載頁　四十一頁（号外第一八六号）

（乙）計算書類の公告義務はありません。

平成二十五年十二月二十四日

東京都荒川区東尾久三丁目六番八号

（甲）株式会社こいづみ

代表取締役　小泉　吾一

埼玉県川口市坂下町三丁目一二番二号

（乙）有限会社鳩ヶ谷こいづみ

取締役　小泉　吾一

合併公告

左記会社は合併して甲は乙の権利義務全部を承継して存続し乙は解散することにいたしましたので公告します。

十社の効力発生日は平成二十六年二月一日であり、両社の株主総会の承認決議は平成二十五年十二月二十日に終了しております。

この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

（甲）掲載紙　官報

掲載の日付　平成二十五年九月三十日

掲載頁　二二四頁（号外第二二三号）

（乙）掲載紙　官報

掲載の日付　平成二十五年九月三十日

掲載頁　二二四頁（号外第二二三号）

平成二十五年十二月二十四日

東京都千代田区三崎町二丁目二〇番三号

（甲）ヱスコ商事株式会社

代表取締役　小寺享治郎

千葉県松戸市古ヶ崎四丁目三五二六番地

（乙）株式会社ヱスコ

代表取締役　小寺享治郎